

【平成28年第1回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成28年3月18日 市民委員長 橋本 勝

○「議案第3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（市民・こども局に関する部分）」

《意見》

- * 本議案について、本委員会に付託された部分については異議はないと考えるが、総務委員会に付託された部分のうち、川崎市行財政改革推進委員会の設置については反対であることから、整合性を図るために本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第16号 川崎市客引き行為等の防止に関する条例の制定について」

《意見》

- * 条例の施行に当たっては、市民からの要望等を受け付ける窓口について、市民に分かりやすい形で広報してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第17号 川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 学校教育に係る市民ミュージアムの活用状況について

社会教育として、小学校教育については、4年生が二ヶ領用水等を学ぶ上で市民ミュージアムを利用しているほか、企画展として暮らしの道具展を開催する際にも見学に来ている。また、中学校生徒に対しては授業における市民ミュージアムの利用を案内している。

* 市民ミュージアムの社会教育施設としての役割の検証について

日常の運営の中で検証を行っているところであり、今後指定管理者においても引き続き学校との連携を密に行うことや、文化芸術の存続、市民活動拠点、市の魅力発信拠点といった市民ミュージアムの目的と役割に基づいて運営を行うことを、仕様書等に記載する予定である。

* 学芸員の人数及び勤続年数等について

平成27年12月現在においては、正規職員が7人、非常勤嘱託職員が10人であり、正規職員の平均勤続年数は約21年となっている。

* 指定管理者制度を導入した場合の現在勤務している学芸員の処遇等について

学芸員については現状においても業務委託という形態で1年ごとに契約を更新しているものである。指定管理者制度導入後の学芸員の雇用、処遇等については、選定された指定管理者が判断するものとする。

* 学芸員の調査・研究等の継続性の担保について

調査・研究等の継続については、指定管理期間を5年間と比較的長期にしていることから、計画的に調査研究できるものとする。また、次期指定管理者への引継期間は通常3か月程度であるが、市民ミュージアムについては6か月間とすることを予定している。

《意見》

- * 指定管理者制度の導入に当たって、学芸員がこれまで長期間にわたって行ってきた調査・研究等の引継ぎを適切に実施できるのか疑問であり、市民ミュージアムの社会教育施設としての本来の役割、位置付け等が失われるという懸念があることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第18号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 所得制限についての市民からの意見、要望等について

所得制限については、昨年11月に行財政改革に関する計画素案等についてのパブリックコメント手続において意見聴取を行ったほか、市長への手紙等でも市民から意見が寄せられているが、賛否については両論であった。

《意見》

- * 子どもの感染の危険性や親の時間的負担等を考えても、必要以上に子どもを病院に連れていく親は少なく、頻回受診を理由に所得制限を設けることや対象年齢引上げを制限することは理解できない。東京都においては一部の自治体が高校卒業まで、県内でも14の自治体が中学校卒業までの医療費無料化を実施している現状を考えても本市の対応は不十分であると考えことから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第19号 川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例の制定について」

○「請願第18号 小杉こども文化センターの代替地・代替機能となる場所等の速やかな実現を求める請願」

《一括審査の理由》

いずれも小杉こども文化センターに関する内容であるので、2件を一括して審査

《請願第18号の要旨》

平成28年3月休止予定の小杉こども文化センターの代替地・代替機能となる場所等の速やかな実現を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

小杉こども文化センターは、小杉町3丁目東地区再開発事業に伴い、今後再開発事業のビル内に設置することを計画しており、平成28年度に現施設の解体及び新

施設の着工を行うことから、平成31年度の新施設完成までの工事期間中については、施設の運営を休止する。

小杉こども文化センターの利用状況は、平成26年度には、約3万9,000人が利用しており、全市59館の中で、小学生の利用者数は51位、利用率は59位と最も低いが、乳幼児の利用者数は7位、利用率が13位と比較的高く、中学生の利用者数は29位、利用率は42位と低いが、高校生は利用者数・利用率ともに3位と高く、中高校生合わせた利用率は16位と比較的高いものとなっている。また、成人の利用は、利用者数・利用率ともに2位と高いものとなっている。

小杉こども文化センターに求められる機能は、今後増加が想定されている中高校生のニーズに対応した魅力ある機能、武蔵小杉駅前という交通の利便性から、中学校区を超えて中高校生が活動する拠点としての機能、周辺地域の人口増加に伴い、幅広い世代の利用の増加が見込まれることから、多機能な施設の整備及び市民活動の支援の場としての機能等であると考え。そのため、小杉こども文化センターについては、利便性の高い拠点特性をいかし、中高校生を中心とした幅広い世代の利用が可能な施設として整備していきたいと考えている。

休止期間中の小杉こども文化センターの代替的機能となる場所等については、小杉こども文化センターの特性や目指す方向性を考慮し、子どもの居場所や子育て支援の場として、再開発エリアへの建設が検討されている仮設施設の一部を使用できる方向性を確認している。また、仮設施設ができるまでの期間についても、周辺の公共施設の有効活用について、引き続き検討していきたいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 小杉こども文化センター休止から解体までの期間における現施設の利用について

現施設は平成28年8月以降に解体することを予定しているが、3月末の小杉こども文化センター休止後については施設の解体・除却に向けた準備があることや、再開発事業に伴う権利変換が4月以降に承認される見込みであることなどから、4月以降継続して現施設を使用することは困難であると考え。

* 仮設施設完成までの期間の代替的機能の確保策について

仮設施設完成までの期間については、周辺の公共施設を有効活用し、代替的機能のための場所等の確保について関係部署と調整を行っているところであり、今後、具体的な運営方法や人員の配置等についても検討していきたいと考えている。

* 仮設施設の概要及び設置における費用負担について

仮設施設は再開発組合が権利者の要望を踏まえて設置を検討しているものであり、施設の一部を小杉こども文化センターの代替的機能の場として確保できる方向性であることが確認されているが、設置箇所や施設規模等の具体的内容については検討中であると聞いている。今後、できるだけ速やかに代替的機能の場の確保に努め、代替的機能の実施方法等を検討するなど、市として、責任を持って対応したいと考える。なお、費用負担等については調整が始まっていない状況であるが、通常は権利変換に伴う補償であると考えている。

* 仮設施設の機能、位置付け及び運営方法等について

仮施設については小杉こども文化センターの機能をそのまま移行するのではなく、センターの有している機能のうち、子どもの居場所及び子育て支援の場としての代替的機能を提供するものであることから、条例に規定されているこども文化センターとは異なる位置付けとなる。新施設において運用が開始されるまでの期間については、小杉こども文化センターは存在しなくなるため、この度条例から記載を削除するものである。なお、運営方法については、指定管理者による運営は行わず、委託等を含め今後検討していく。

*** 仮施設における中高生以外の利用者の利用制限について**

代替的機能の方向性として、中高生を中心とした幅広い世代の利用が可能な施設を目指していくが、小学生や成人等の利用が制限されるわけではなく現状の機能の一部を維持していく考えである。

*** 仮施設設置までの期間の市の担当部署について**

現在小杉こども文化センターの休止等に伴い調整を行っている部署は青少年育成課であるが、4月以降は組織改編により青少年支援室となり、青少年支援室が仮施設設置までの期間及び仮施設設置後のいずれにおいても担当することになる。今後利用者等に対しては窓口となる担当部署について周知を行っていく考えである。

*** 現小杉こども文化センターの成人の利用者の内訳について**

乳幼児の保護者、ボランティア学習グループ、青少年の健全育成に関わる団体、市民活動グループ等が利用している。

《意見》

* 施設の休止後、速やかに代替施設を用意すべきであり、現小杉こども文化センターの工事開始までの期間において代替施設として活用するなど、再開発組合等と可能な限り調整、検討を行ってほしい。

* 利用者に対しては市政だよりや説明会など、あらゆる機会を捉えて周知に努めてほしい。

《議案第19号の審査結果》

全会一致原案可決

《請願第18号の取り扱い》

・代替施設の設置等について、市として前向きに取組を行っていると考えますが、一部機能が縮小されることから、利用者に対し丁寧な対応を行う必要がある。今後、関係者との調整等を適切に行い、早急に代替施設の設置等の実現が図れるよう努めるべきであり、本請願は趣旨採択とすべきである。

《請願第18号の審査結果》

全会一致趣旨採択

○「議案第20号 川崎市消費生活センター条例の制定について」

《意見》

* 消費者行政センターについては、利用者からの問合せ件数等を精査し、利用者のニーズを捉えた上で、夜間の開設時間の延長や日曜日の相談受付等の実施を検討

するなど、適切な運用を図ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第35号 宮前区における町区域の設定について」

○「議案第36号 宮前区における住居表示の実施区域及び方法について」

《一括審査の理由》

いずれも宮前区馬絹地区において住居表示を実施するため所要の手続を定める内容であるため、2件を一括して審査

《議案第35号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第36号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第37号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第38号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第39号 川崎市少年自然の家の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 12月議会において本議案が提出されなかった理由について

本議案については、12月議会への提出を予定していたが、こども本部指定管理者選定評価委員会や教育委員会において、安全管理・衛生管理対策に対する意見が出されたことを重く受け止め、トコジラミ駆除のための利用休止期間が明けた12月19日の利用再開後の施設の管理状況の調査等を行い、安全管理・衛生管理等に問題がないことを確認した上で、議案を提出したものである。

* 安全管理・衛生管理等に問題がないと判断した根拠について

再開までの期間において、駆除業者による宿泊調査のほか、現地で本市職員が消毒の実施状況、再開に向けた改修箇所、照明機器、残留薬剤の状況の確認やトコジラミ生息場所の目視確認、事故防止対策等の状況確認等、複数回にわたる確認作業を行った結果、指定管理者が施設の衛生管理を良好に行っていることや、安全管理についても適切な対応を行っていることが確認できたことから、問題がないと判断した。

* 保護者に対する八ヶ岳少年自然の家の現状等の説明について

現在の八ヶ岳少年自然の家の状況や今後の利用等については、教育委員会からPTAを通じて保護者に対して適切な説明を行う必要があると考えている。

《意見》

* 施設で発生した事故については、第一義的には指定管理者の責任になると考えるが、本市の所有する施設であることから、市として真摯に対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第66号 平成27年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《意見》

* 本補正予算には、川崎港コンテナターミナルの保管用地の拡充、臨港道路東扇島水江町線に関する内容が含まれており、それぞれに反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第72号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

○「議案第73号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う基準等の一部改正に関する内容であるため、2件を一括して審査

《議案第72号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第73号の審査結果》

全会一致原案可決